

湖西市規則第 29 号

湖西市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 7 日

湖西市長

田内 瑠之

湖西市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

湖西市母子保健法施行細則（平成 25 年湖西市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（補則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表備考 1 中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

様式第 2 号中「第第 3 条」を「第 3 条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。